

◆新発田市から転出した場合は、この受診票は使用できません。

転入先の市町村の母子保健サービスをご利用いただくことになりますので、転入手続きの際には、母子健康手帳を持参してご確認ください。

◆県外医療機関等ではこの受診票は使用できません。

◆「新生児聴覚検査」「1 か月児健康診査」の各受診票は新発田市と契約している医療機関等で使えます。

助成金交付申請

◆県外の医療機関等で、自己負担で受診した「妊産婦健康診査」・「新生児聴覚検査（保険適用外）」「1 か月児健康診査」について、市が対象とする健診・検査内容の上限額の範囲内で支給します。

〔申請時期〕

各健康診査・検査受診日から3か月以内

ただし、複数の健診・検査について申請する場合は、最後の受診日から3か月以内。

〔申請方法〕

必要書類を添付し、下記担当宛に持参または郵送してください。

〔必要書類〕

- ・新発田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1 か月児健康診査費助成金交付申請書（綴りの最終ページにある申請書の表裏に必要事項を記入してください。）
- ・受診時の領収書と明細書の原本
- ・母子健康手帳（表紙氏名欄及び「妊娠中の経過」「出産後の母体の経過」「検査の記録（新生児聴覚検査）」「1 か月児健康診査」欄の写し）
- ・未使用の受診票（産婦健康診査・1 か月児健康診査は、裏面の質問票・問診票を記入してください。）



〔担当〕

こども家庭センター（豊浦地区公民館内）TEL28-0415

※閉庁日を除く 8時30分～17時15分

＝郵送の場合＝

〒957-8686 新潟県新発田市中央町3-3-3

新発田市役所こども家庭センターサテライト事務所宛て